## く誤誤〉

病床機能報告に関しては、 その内容等について、

- ① 回復期機能に該当する病棟は、回復期リハビリテ-性期機能と報告されている病棟が一定数存在すること はじめ、回復期機能に対する理解が進んでいないことに より、主として回復期機能を有する病棟であっても、急 ン病棟や地域包括ケア病棟に限定されるといった誤解を
- ら、<u>主として急性期や慢性期の機能を担うものとして報</u> 告された病棟においても、回復期の患者が一定数入院し、 **回復期の医療が提供**されていること 実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることか

により、詳細な分析や検討が行われないまま、回復期機能を 担う病床が各構想区域で大幅に不足していると誤解させる事 態が生じているという指摘がある。 回復期機能を

平成30年8月16日 (内容) 医政地発0816 第1号

性化にしなげている。 等との協議を経て、関係者の理解が得られた医療機能の分類に関する地域の実情に応じた定量的な基準を作成し、医療機能や供給 をいう。以下同じ。)における議論に活用することで、議論の活 量を把握するための目安として、地域医療構想調整会議(医療法 (昭和23年法律第205号) -部の都道府県では、 第30条の14第1項に規定する協議の場 都道府県医師会などの医療関係者 医療機能や供給

人されたい。 各都道府県においては、地域医療構想調整会議における議論を

## 定量的な基準 (佐賀県)

平成30年2月9日 平成29年度医療計画研修会

資料 -部改変

## 回復期」 の充足度を判断する際の病床機能報告の活用 機

- 病床機能報告は、各医療機関が自主的に病棟機能を判断。この原則を踏まえつつ、地域医療構想調整会議分科会における協議に資するよう、病床機能報告で回復期以外と報告されている病棟のうち、
- ・①②については、 回復期の過不足を判断する際に、 回復期とみなす
- ・③については、将来の見込みを判断する際に、 参考情報とする

ことで、病床機能報告と将来の病床の必要量の単純比較を補正してはどうか。

		③回復期に近い急性期	②回復期への転換確実		①既に回復期相当
ω	<b>病棟B 急性期の患者</b> 回復期の患者 ←平均在棟日数22日超のイメージ	病床機能報告における急性期病棟のうち、平均在棟日数が22日超の病棟の病床数	調整会議分科会において他機能から回復期への転換協議が整った病床数 ※病床機能報告のタイムラグを補正	<ul><li>※病棟単位の報告である病床機能報告の制度的限界を補正</li><li>病棟A 急性期の患者 (■復期の) ←可能な限り客観指標で把握</li></ul>	病床機能報告における急性期・慢性期病棟のうち、病床単位の地域包括ケア入院 管理料算定病床数